



裁判長印 (印)

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 0 年 (行ヒ) 第 3 5 2 号
決 定 日	平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	近 藤 崇 晴 藤 田 宙 靖 堀 籠 幸 男 那 須 弘 平 田 原 睦 夫
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	福岡高等裁判所平成19年(行コ)第5号(平成20年6月19日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p style="text-align: right;">平成21年11月17日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 藤 本 薫 (印)</p>	

当事者目録

申 立 人	由布市長 首 藤 奉 文
同 補 助 参 加 人	沖電気工業株式会社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	篠 塚 勝 正
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	橋 本 勇 ほか
相 手 方	谷 千 鶴
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	河 野 聡 ほか